

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
1 指定管理鳥獣捕獲等 事業費	200	200	0	100.0%	2,300	集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として国が指定した指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)について、都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画等を定めて捕獲する取組等に対し、必要な経費を国が支援する。
2 鳥獣保護管理強化総 合対策事業費	662	621	△ 41	93.8%	0	国立公園等の貴重な自然植生や農林水産業への被害が深刻となっているニホンジカ等の野生動物の保護・管理やそれらに係る各種調査、人材育成等の一層の充実により、対策の抜本的な強化を図り、地域の活性化に貢献する。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
3 国立公園等における 子どもの自然体験活動 推進事業	5	5	0	100.0%	0	子どもの滞在型農山漁村教育の推進及び子どもたちが自然とふれあう機会の創出を目的に、国立公園等における子どもの自然体験活動の推進体制や自然体験プログラムの充実、受入体制の強化を図るため、受入側となる地域の効果的な推進体制の検討や、体制強化・人材育成・プログラム作成などの研修会を開催する。
4 自然公園等事業等	8,332	8,235	△ 97	98.8%	4,721	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを求める国民のニーズに対応するための安全かつ適切な利用施設の整備や長寿命化対策を行う。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業を支援する。
5 エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業	28	20	△ 8	71.4%	0	自然地域や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム(ジオツーリズムを含む)の活動を支援する。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
6 国立公園満喫プロジェクト推進事業	540	520	△ 20	96.3%	0	国立公園の保護と利用の好循環により地域活性化を図るため、国内外からの国立公園のディスティネーション化、世界水準の国立公園づくり・全国展開、脱炭素型国立公園づくりの推進、公園事業の改善指導、利用者負担の保全の仕組みづくり等を行う。
7 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(グリーンワーカー)	251	251	0	100.0%	0	国立公園等において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、清掃活動等の自然環境保全活動を行う。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
8 国立・国定公園の海域適正管理強化事業(マリンワーカー)	84	87	3	103.6%	0	国立・国定公園の海域において、生態系保護の対策などを実施。
9 国立公園協働型管理運営体制強化事業	26	26	0	100.0%	0	全国の国立公園において、国立公園の課題等を多様な関係者と共有し、地域と協働した管理運営を行うことで、地域ごとの実態に即したきめ細やかな利用サービスを提供する魅力ある国立公園を目指す。
10 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業	500	400	△ 100	80.0%	0	地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、地域の核となるステークホルダーの組織化等環境整備の推進、専門家による支援チームの形成・派遣、先行事例の分析・評価と他地域へのフィードバック、戦略的な広報活動等による取組の横展開を行う。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
11 地域脱炭素の推進のための交付金 (地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)	20,000	35,000	15,000	175.0%	5,000	2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対し、事業費の一部を交付金として支援する。
12 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	2,000	2,000	0	100.0%	2,000	地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設、又は業務継続計画により災害発生時に業務を維持すべき施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入する事業に要する経費の一部を補助する。
13 海岸漂着物等地域対策推進事業	170	170	0	100.0%	3,525	地方公共団体が実施する海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に関する事業等に対し、補助金を交付。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業(補助率1/2)、海洋ごみの回収・処理に係る事業(過疎地域における補助率8/10 ただし特定市町村は7.8/10(確認漂着木造船等は9/10 特定市町村8.8/10))、海洋ごみの発生抑制対策に係る事業(過疎地域における補助率8/10 特定市町村は7.8/10)。

令和5年度過疎対策関係予算

府省名:環境省

(単位:百万円)

事 項	令和4年度 当初予算額 (A)	令和5年度 予算額 (B)	対前年度比較 増(△)減額 (B-A)	対前年度比 (B/A)	令和4年度 補正予算額	備 考
14 浄化槽整備事業	8,613	8,613	0	100.0%	500	生活排水を適正に処理し、健全な水環境を確保するため、市町村等が実施する浄化槽整備事業を支援する。
15 一般廃棄物処理施設整備事業	49,442	49,442	0	100.0%	45,628	地方公共団体が行う、廃棄物処理施設の整備や施設の改良による長寿命化事業等に要する経費等の一部を補助する。

指定管理鳥獣捕獲等事業費



【令和5年度予算額 200百万円（200百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（二ホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

令和5年度末までに二ホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止を目的とした野生イノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行う二ホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

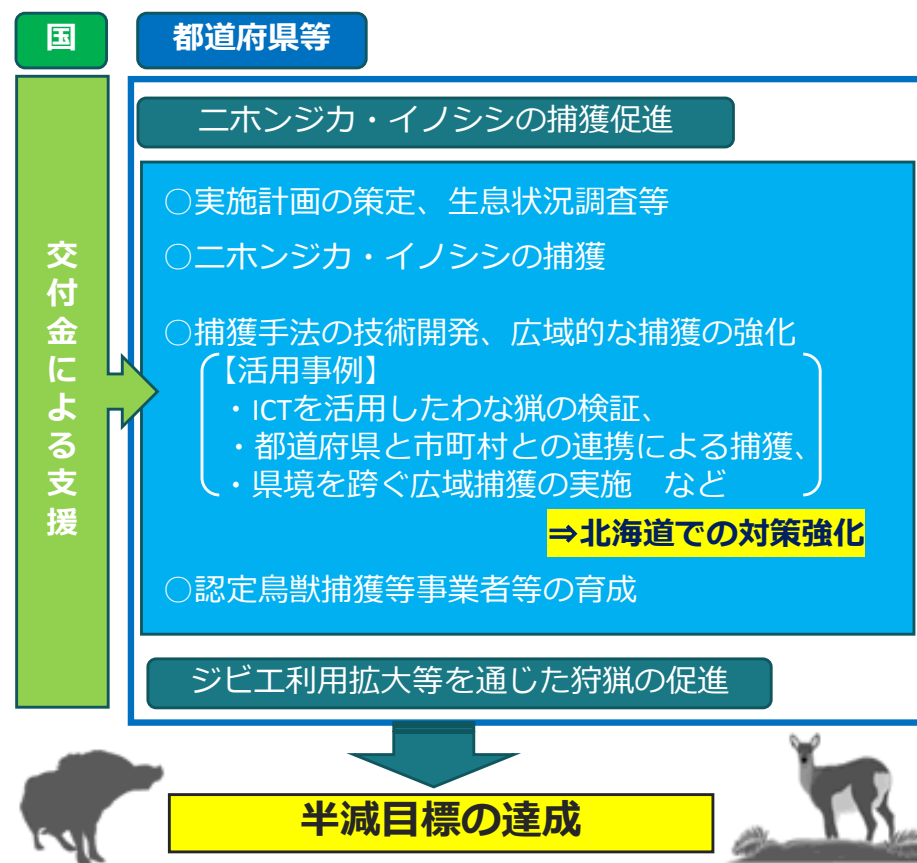
二ホンジカ及びイノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止に向けてなお一層の捕獲を行う必要があることから、都道府県等が行う以下の取組の一部又は全部について、交付金により支援する。

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ②指定管理鳥獣の捕獲等（二ホンジカ・イノシシ）
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲・広域連携による捕獲）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援及び捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285



鳥獣保護管理のための担い手の育成等の鳥獣保護管理の強化に向けた総合的な対策を推進します。

1. 事業目的

- ① 鳥獣の保護及び管理の強化に向けた調査・検討の推進を図るとともに、鳥獣保護管理の担い手確保・育成を促進。
- ② 国立公園等の二ホンジカによる生態系への影響が懸念される地域での捕獲事業の推進。
- ③ 鳥インフルエンザ等の感染症発生時のウイルス保有状況検査・発生地周辺調査の推進。

2. 事業内容

二ホンジカやイノシシ等による生態系、農林水産業、生活環境に係る被害が拡大・深刻化。また、狩猟者の減少・高齢化等により鳥獣捕獲の担い手が減少。抜本的な鳥獣捕獲強化対策に基づいた鳥獣保護管理の総合的な取組を推進。

○鳥獣保護管理強化事業

- ・鳥獣保護管理制度検討、狩猟者等の鳥獣保護管理の人材確保・育成、特定鳥獣の実態調査検討、希少鳥獣の保護管理、個体数推定、クマ出没対応、広域連携の促進、鳥類の鉛汚染に関する影響評価等

○国立公園等シカ管理対策事業

- ・国立公園等におけるシカ管理体制の構築、新しい捕獲方法を取り入れたシカ管理対策事業の実施、シカ管理対策に係る専門家の活用

○鳥獣感染症発生時対策事業

- ・鳥インフルエンザ等の感染症が発生した際の調査・対策の適切な実施

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成24年度～

4. 事業イメージ

事例1 鳥類の鉛汚染に関する影響評価推進事業

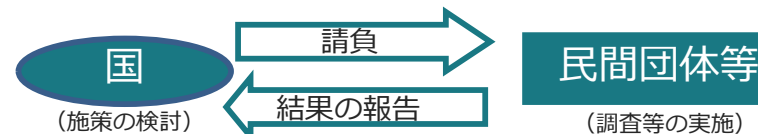


鳥類の鉛汚染の状況について、実態把握のための調査等を実施し、鉛汚染による影響評価等の取組を推進。

事例2 国立公園等における捕獲事業



専門家の活用による管理体制の構築やGPS発信器よりシカの移動経路や越冬地を把握しつつ、新しい捕獲方法を取り入れる等して、効果的な捕獲を実施。



年度	事業概要
R 5	基本指針に基づく各種制度の普及・施策の推進
R 6	抜本的捕獲強化対策の評価と新たな管理目標設定
R 7	新たな管理目標の着実な遂行に必要な調査・検討



【令和5年度予算額 369百万円（392百万円）】

多種多様な自然環境を保全しつつ観光資源として地域活性化に活用します。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の優れた自然環境や景観等を維持及び保全
- ② 日本の自然を活かし国内外から多くの観光客を呼び込み地域を活性化
- ③ 国際目標実現に向けた国立公園・世界自然遺産の価値の保全管理

2. 事業内容

- ① エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制等における地域連携の強化と運営管理の抜本的向上
- ② 子どもの自然体験活動の推進体制強化
- ③ 2030年に国土の30%を保全する国際目標達成に向け、倍増を目指す国立公園の海域公園地区や「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」などの世界自然遺産地域等の保全管理の充実



我が国は、観光資源等としてポテンシャルの高い豊かな自然を多数有する

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業、交付金（1/2）
- 請負先等 民間事業者、市区町村
- 実施期間 平成26年度～

4. 活用事例

① 国立公園等地域活性化促進連携事業

エコツーリズム、ジオパーク、ボランティア体制強化や協働型管理運営体制の導入により地域とともに利用推進。



② 国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業

国立公園等において、子どもの自然体験活動の推進体制及び受入体制を強化。



③ 日本の国立公園・世界自然遺産保護管理強化事業

貴重な自然環境は、国の資産。国立公園、さらには世界遺産として、質の高い保護管理を実施。



魅力をさらに引きだすプログラム等を実施

自然公園等事業等



【令和5年度予算額 8,235百万円 (8,332百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 4,721百万円】



国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による効率的な施設管理を図ります。

1. 事業目的

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設の管理の実施

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靱化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靱化



歩道の整備

お問合せ先：環境省自然環境局自然環境整備課、総務課、国立公園課、自然環境計画課、野生生物課 電話：03-5521-8281



エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業

事業目的・概要等

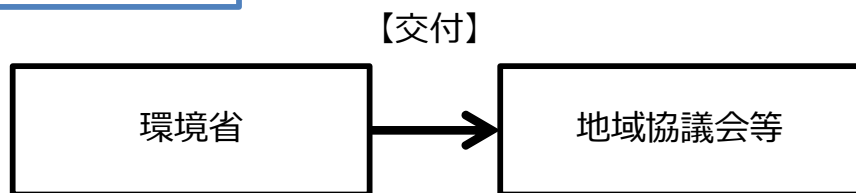
背景・目的

自然地域や棚田地域等において、自然観光資源を活用した地域活性化を推進するため、魅力あるプログラムの開発、ガイド等の人材育成などの地域のエコツーリズム（ジオツーリズムを含む。以下同じ。）の活動を支援する。

事業概要

- エコツーリズム地域活性化支援事業(交付金)**
エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。

事業スキーム



期待される効果

自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場として自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりや地域活性化が推進されることにつながる。

イメージ

課題

魅力的なエコツアー等の不足

エコツーリズム地域活性化支援事業 (交付金)

地域が取り組む魅力あるエコツアープログラムづくり等への支援

- ・エコツーリズムに取り組む地域協議会等へ支援
- ・地域協議会は多様な主体で構成(市町村の参加は必須)
- ・国が地域協議会に対しエコツーリズム推進全体構想の作成やプログラムづくり等に要する経費の2分の1を交付



プログラムづくり



エコツーリズム推進全体構想の作成

エコツーリズム推進法の基本理念である自然環境の保全、観光振興、地域振興、環境教育の場としての活用に寄与



【令和5年度予算額 520百万円（540百万円）】

世界水準の「ナショナルパーク」を実現し、国立公園の保護と利用の好循環により、地域活性化を図ります。

1. 事業目的

- ① 日本の国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進。利用者数だけでなく、滞在時間を延ばし、自然を満喫できる上質なツーリズムを実現。
- ② 地域の様々な主体が協働し、地域の経済社会を活性化させ、自然環境の保全へ再投資される好循環を生み出す。

2. 事業内容

平成28年3月に政府がとりまとめた「明日の日本を支える観光ビジョン」の柱の一つに国立公園が位置づけられ、国立公園訪日外国人利用者数は2019年に667万人まで増加。しかし、**新型コロナウイルス感染症の影響により国内外の観光客が大幅に減少**し、国立公園の観光地で大きな打撃が生じた。**国内利用客の早期回復、ゼロカーボンパーク推進を含む脱炭素型のサステナブルな観光地の形成、インバウンドの受入環境向上と段階的回復**に向け、以下を実施。

- ・国内外からの国立公園のディスティネーション化（各公園のストーリーに基づくコンテンツの充実と戦略的情報発信、人材育成・民間企業の協力等の体制構築等）
- ・世界水準の国立公園づくり・全国展開（各公園の利用のストーリーづくり、公園計画及び管理運営計画の改定、利用の行動計画としてステップアッププログラム等の新規作成、自治体・民間団体との連携促進、広域周遊促進、人材育成等）
- ・脱炭素型公園づくりの推進（計画等の検討、サステナブルツーリズム推進）
- ・公園事業の改善指導、利用者負担の保全の仕組みづくりの推進

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体
- 実施期間 平成28年度～

4. 事業イメージ



各国立公園の魅力的な自然体験アクティビティの充実、プロモーション戦略に基づく情報発信、商談会実施、ガイド等の人材育成、オフィシャルパートナーによる取組促進等



利用のストーリーづくり、公園計画及び管理運営計画の改定、ステップアッププログラム等の新規策定、サステナブルツーリズム推進のための取組計画検討、官民連携推進



入域料や保全協力金等の導入に向けたアンケート調査、実証実験、導入に向けた計画づくりの実施

国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業費



【令和5年度予算額 251百万円（251百万円）】

国立公園等において、官民一体による地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進します。

1. 事業目的

- ① 自然公園法の改正等を踏まえ、民間事業者の知見を活用した国立公園等の保全管理の充実を図る
- ② 観光立国・良好な景観の形成の実現を図る
- ③ 生物多様性の保全を図る
- ④ 保全管理の充実を通じた雇用の維持・確保や民間主体の公園管理体制により地域の活性化に寄与する

2. 事業内容

<背景>

- 自然環境保全に対する地域からの要請 ○生物多様性保全に関する社会的要請
- 改正法の施行を踏まえ、公園管理体制のさらなる充実を促進する必要性

事業概要と効果

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施するとともに、公園管理団体など民間主体による管理保全体制を充実

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践

- ⇒ 全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
- ⇒ 生物多様性保全、国立公園等の管理体制充実や利用者へのサービスの向上
- ⇒ 公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ

○実施形態

国

請負

結果の報告

民間団体等

【重点課題】

- 1 野生生物の保護や外来種の駆除
- 2 地域景観の保全
- 3 登山道の維持・補修

【実施予定箇所】

中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所で事業を実施

具体的な活動例



登山道の維持・補修



外来種の駆除



地域景観の保全



公園内の清掃

お問合せ先： 環境省 自然環境局 国立公園課 電話 03-5521-8277

環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業費



【令和5年度予算額 400百万円（500百万円）】

地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築します。

1. 事業目的

- ① 地域循環共生圏創造に向けた環境整備
- ② 地域循環共生圏創造支援チーム形成
- ③ 総合的分析による方策検討・指針の作成等
- ④ 戦略的な広報活動

2. 事業内容

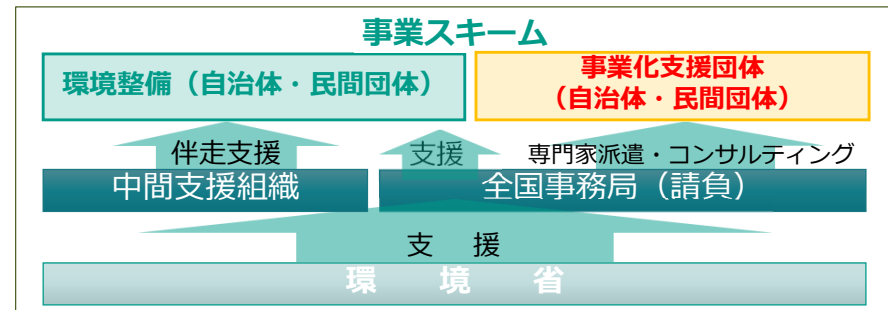
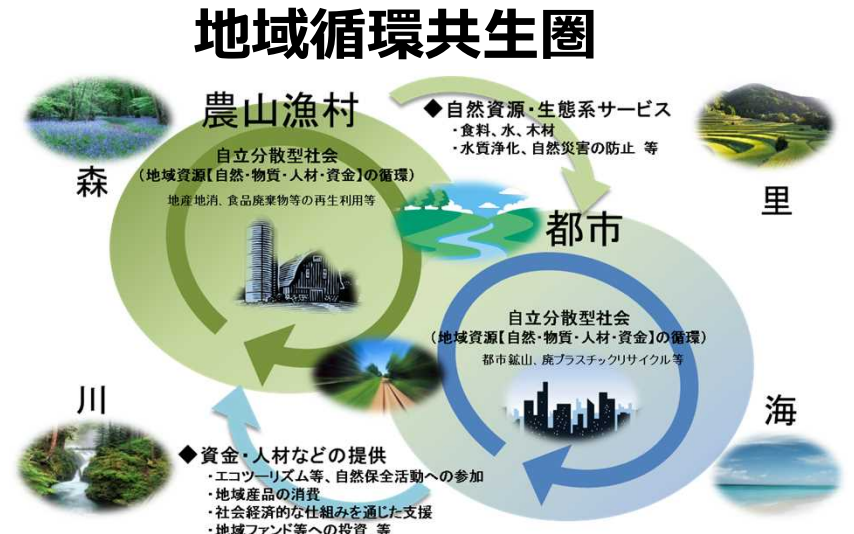
「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域循環共生圏づくりプラットフォームを構築し、①～④の業務を行う。

- ①地域循環共生圏の創造に向けて取り組む地域・自治体の人材の発掘、地域の核となるステークホルダーの組織化や、事業計画策定に向けた構想の具体化などの環境整備を推進する。
- ②地域・自治体が、地域の総合的な取組となる事業計画を策定するにあたって、必要な支援を行う専門家のチームを形成し派遣する。
- ③先行事例を詳細に分析・評価し、その結果を他の地域・自治体に対してフィードバックすることにより、取組の充実を促す。
- ④ライフスタイルシフト等に向けた戦略的な広報活動（シンポジウム等の開催、国内外への発信）等を実施することにより、取組の横展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施／請負事業
- 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和元年度～令和5年度（予定）

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算額 35,000百万円 (20,000百万円)】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・暮らし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

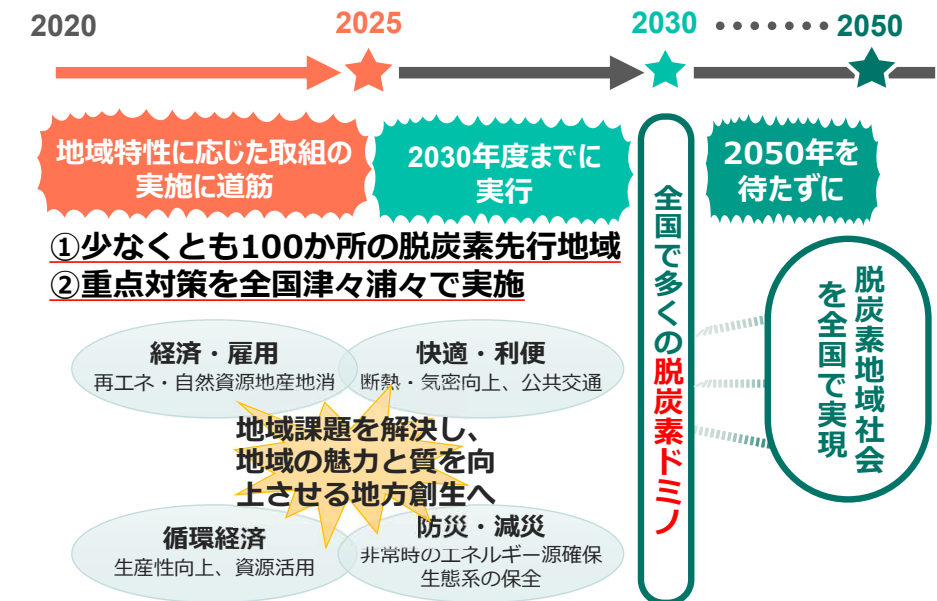
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

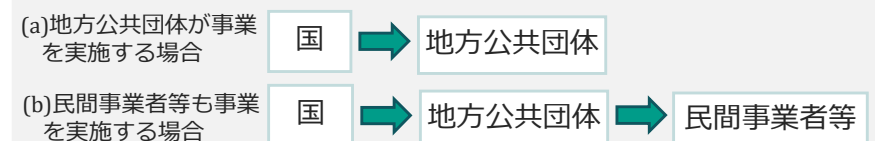
3. 事業スキーム

■ 事業形態	交付金	〔 交付率：(1) ①、(2) 原則 2/3 ※ (1) ② 2/3～1/3 等 〕
■ 交付対象	地方公共団体等	※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
■ 実施期間	令和4年度～令和12年度	

4. 事業イメージ



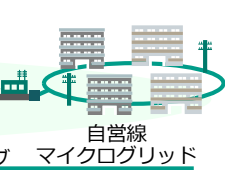
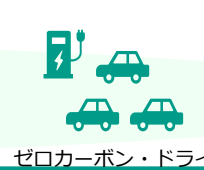
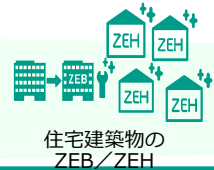
<参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金	
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔 ①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。 〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業



【令和5年度予算額 2,000百万円 (2,000百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 2,000百万円】



災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）において、国・自治体の公共施設における再生可能エネルギーの率先導入が掲げられ、また、昨今の災害リスクの増大に対し、災害・停電時に公共施設へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ①（設備導入事業）再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、コジェネレーションシステム及びそれらの付帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助。
- ②（詳細設計等事業）再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

- ※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設又は 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持すべき施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）に限る。
- ※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

※ 都道府県・指定都市による公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助 ①都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3、②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体（PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共同申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 支援対象

公共施設への設備導入（例）



災害時に避難施設として機能を発揮する道の駅・温浴施設へ太陽光発電設備や未利用エネルギー活用した温泉熱設備を導入



防災拠点及び行政機能の維持として機能を発揮する本庁舎へ地中熱利用設備を導入



地域の医療拠点として機能を発揮する公立病院へコジェネレーションシステムを導入

地域のレジリエンス強化・脱炭素化

再生可能エネルギー設備・蓄電池・未利用エネルギー活用設備・コジェネレーション



省エネルギー設備 等



海岸漂着物等地域対策推進事業



【令和5年度予算額 170百万円 (170百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 3,525百万円】

海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

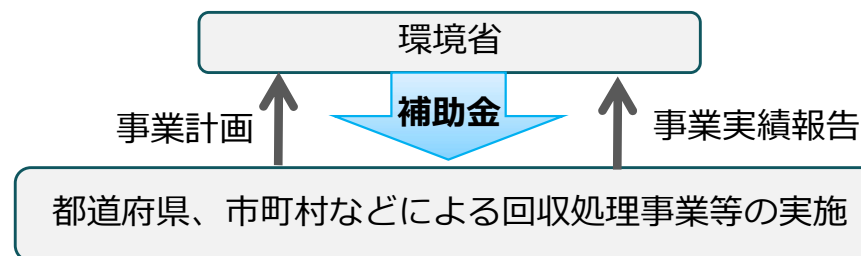
(補助率)

- 地域計画策定事業（都道府県のみ）・・・補助率 1/2、定額※①
※①流域圏を含む地域計画を策定する場合は10百万円を上限とする補助。
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業・・・補助率 9/10～7/10、定額※②
北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5/10～8.5/10
※②漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県（市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業）
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



漂流・漂着・海底ごみの及ぼす様々な影響

海洋ごみの回収処理事業等の推進

海洋環境、沿岸居住環境、観光・漁業、船舶航行

重機やボランティアによる海洋ごみの回収処理活動



全国の漂流・漂着・海底ごみ対策の推進により、海洋環境の保全等を図る。

浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和5年度予算額 8,613百万円（8,613百万円）】

【令和4年度第2次補正予算額 500百万円】



単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や公共浄化槽の整備促進・管理向上等を支援します。

1. 事業目的

- 現在でも全国で未だに約930万人が単独処理浄化槽やくみ取り槽を使用しており、生活排水が未処理となっている状況にある。政府目標である令和8年度の污水处理施設整備の概成を目指し、改正浄化槽法（令和2年4月施行）に基づき、合併処理浄化槽の整備を加速化するとともに公共浄化槽制度を活用した管理向上のための支援を行う。
- また、合併処理浄化槽は、災害に強く早期に復旧可能であり、防災・減災、国土強靱化の観点からも、老朽化した単独処理浄化槽やくみ取り槽の合併処理浄化槽への転換促進及び浄化槽の長寿命化を図るための支援を行う。

2. 事業内容

市町村が行う浄化槽整備事業（浄化槽設置整備事業、公共浄化槽等整備推進事業）を交付金により支援する。令和4年度補正・令和5年度予算では下線部分の追加・見直しを行う。

○環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）

単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽（環境配慮型浄化槽に限る）に事業計画額の6割以上転換する事業

○污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業（交付率1/2）＜R8までの時限措置＞

污水处理施設概成目標※達成のために従来の整備進捗率を上回って浄化槽整備を加速化する事業 ※都道府県構想及び同構想を踏まえ市町村が策定するアクションプランに定める目標

○単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換

浄化槽設置・宅内配管工事、転換時の撤去、単独処理浄化槽の雨水貯留槽等への再利用

○公共浄化槽による整備促進・管理向上に向けた事業

整備促進に向けたPFI方式（BOO,BOT方式）追加、少人数高齢世帯の維持管理負担軽減

○市町村が定める浄化槽長寿命化計画に基づく浄化槽の改築事業

○浄化槽整備効率化事業

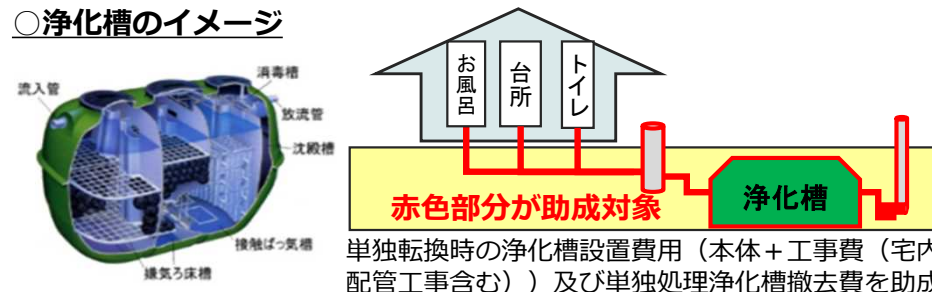
浄化槽台帳作成、計画策定・調査（特定既存単独処理浄化槽の措置に係る調査等含む）、維持管理向上・費用低減に資する一括契約等に必要な情報集約・システム構築、講習会等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率1/3又は1/2）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

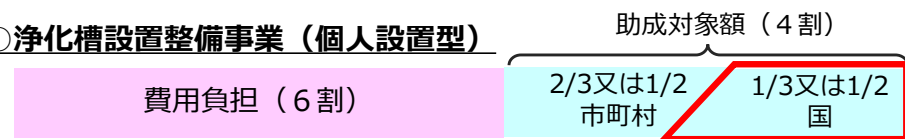
○浄化槽のイメージ



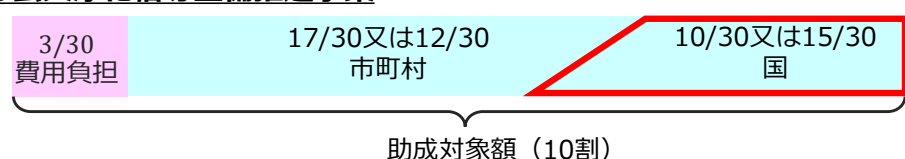
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業



お問合せ先： 環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

一般廃棄物処理施設の整備



【令和5年度予算額 49,442百万円 (49,442百万円)】 環境省
【令和4年度第2次補正予算額 45,628百万円】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ① 市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ② 平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③ 災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備



「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避

